



～ 新規売上獲得に向けた前向きなチャレンジを応援します！ ～

「新規事業展開応援補助金」のご案内

新たな分野における商品やサービスの開発、新たな市場への進出、新たな販売・提供方法の導入を進めるなど、新規売上獲得を目指す新たな取り組みにチャレンジしようとする事業者を応援する補助金を交付します。

1. 対象者

見附市内に主たる事業所を有している事業者

2. 補助対象事業

- ・新たな分野における商品やサービスの開発、新たな市場への進出、新たな販売・提供方法の導入を進めるなど、新規売上獲得に向けた前向きな取り組みであること。
- ・申請する事業と目的が同一の事業や機械装置等について、他の補助金と併用していない取り組みであること。

3. 補助対象経費

新しい取組へのチャレンジに伴って発生する経費で、以下のいずれかに当てはまるもの

①機械装置等費、②開発費、③展示会等出展費、④広報費、⑤外注費

4. 補助額

対象経費※（①～⑤）の $\frac{1}{2}$ （千円未満切捨て）上限 **50 万円**

※公租公課（消費税、地方消費税）を除く

5. 申請期間

令和8年8月10日（月）～ 令和8年8月31日（月）

6. 申請に必要な書類

- ① 新規事業展開応援補助金交付申請書
- ② 補助対象経費が確認できる資料（見積書の写しなど）

7. 申請方法

申請に必要な書類①～②を用意し、窓口までご持参下さい。

8. 補助金交付までの流れ

- （1）「新規事業展開応援補助金交付申請書」を提出してください。
- （2）申請書の内容を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。
- （3）事業が完了した後、実績報告書を提出してください。
- （4）報告書の内容を確認し、補助金を交付します。

※補助金交付要領および申請手順、申請書等については、市ホームページをご確認ください。

<お問い合わせ／申請先>

担当：〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市地域経済課商工労働係

電話：0258-62-1700（内線：231） MAIL：chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp